

渡日等留学生支援に係る奨学金の支給について

～2024年度前期奨学生募集のご案内～

渡日等留学生支援に係る公益財団法人ひろしま国際センター(以下「センター」という。)及び広島県留學生活躍支援センター(以下「活躍支援センター」という。)による奨学金(以下「奨学金」という。)の支給について、2024年度前期奨学生を次の要領で募集します。

1 応募資格

次の(1)～(7)すべてに該当する者

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 県内の大学、大学院、短期大学又は高等専門学校(4年次以上及び専攻科)に在籍する私費外国人留學生のうち、この奨学金の支給年度内において、渡日又は広島県外から広島県に転入により入学した者で、学業優秀で、法令や社会規範を遵守している者
- (3) 国際理解及び地域社会との交流に関心を持ち、地域交流事業に積極的に参加し、広島県の伝統、文化、産業等の理解に努める意思のある者
- (4) 「広島で学び、暮らすことに積極的な意義を見出したい」、「自分の生活している広島県内の地域との結びつきを強めたい」と望む者
- (5) 勉学生活を行なう上で経済的援助を必要とすると認められ、社会通念上高額な仕送りがなく、かつ他の奨学金またはこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (6) 企業等との交流活動等について支障のない日本語、英語でのコミュニケーション能力を有する者
- (7) 2024年4月末日現在で在籍の者、1年間以上在籍予定である者

2 奨学金の支給について

(1) 奨学金の性格

奨学金は返還の義務を伴いません。但し、本案内「6 奨学金支給決定の取消しについて」に該当する場合はこの限りではありません。

(2) 募集人員

5名

(3) 支給金額

180,000円

(4) 支給時期

2024年7月25日

(5) 支給方法

奨学生の指定する銀行口座(本人名義)への振込

3 応募に必要な提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 渡日等支援奨学金申請書(紙) | 1通 |
| (2) 渡日等支援奨学金申請書及び同付属資料(エクセルデータ) | 1式 |
| (3) 指導教官の推薦書 | 1通 |
| (4) 入学前に在籍した学校における成績証明書又はそれに代わるもの | 1通 |
| (5) 応募者の現住所、氏名を記入した封筒(返信用) | 1通 |
| (封筒サイズ:長形3号 120mm×235mm、94円切手貼付) | |

4 申込受付と締切日

応募者は、上記3(1)から(5)の提出書類を取り揃え、必ず所属する大学等の窓口を通じて申し込んでください。各大学等は応募者を取りまとめ、優先順位を付して、下記締切日までに、センター(活躍支援センター)まで持参するか又は書留郵便で郵送してください。(エクセルデータは記録メディアに入れて併せて提出するか、別に電子メール(要パスワード)で下記アドレスまで送信してください。)

なお、提出された書類は一切返却しません。

- (1) 奨学金申請書提出締切日 **2024年5月13日(月)必着**
- (2) 受付・問合せ先

公益財団法人ひろしま国際センター交流部交流推進課(広島県留学生活躍支援センター) (担当)岡本
〒730-0037 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階
TEL:082-541-3777 FAX:082-243-2001 電子メール:hic18@hiroshima-ic.or.jp

5 選考

- (1) 選考はセンター内に設置された選考委員会が行う書類選考とします。
- (2) 選考の結果は、**2024年6月21日(金)**頃までに応募者本人及び各大学等へ文書で通知します。
(結果及び選考方法の問い合わせ等には一切応じません。)
- (3) 選考された応募者は、速やかに所定の誓約書を提出して頂きます。

6 奨学金支給決定の取消しについて

奨学金の支給が決定した後でも、次の(1)から(5)に掲げる場合に該当すると認められたときは、その決定を取り消すことがあります。ただし、次の(2)から(4)までの適用については、現在籍の大学等入学後1年のうちに、(2)から(4)までの場合に該当することとなったときに限ります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 応募資格の要件に該当しなくなった場合
- (3) 学業成績または素行が不良である場合
- (4) 病気その他の理由により留学の目的が達せられなくなった場合
- (5) 奨学金決定通知書授与式に病気等正当な理由なしに欠席した場合

7 その他(支給要件等)

- (1) 奨学生に決定された留学生は、センター(活躍支援センター)が企画するPR事業、他団体から依頼のあったボランティア派遣や自国紹介等の交流事業等に積極的に参加・協力すること。
- (2) 奨学生に決定された留学生は、センター(活躍支援センター)へ進路調査票等を締切日までに必ず提出すること。
- (3) 奨学生に決定された留学生は、**7月**に開催を予定している「奨学金決定通知書授与式・交流会」に**必ず出席**すること。
- (4) 奨学生に決定された留学生は、活躍支援センターの事業に積極的に参加すること。なお、連絡先メールアドレスに、活躍支援センターから主催行事等の案内(メールマガジン)を送信しますので、御了承ください。
- (5) 奨学生に決定された留学生は、奨学金支給期間の終了後も、センター(活躍支援センター)の行う進路調査等に誠実に対応するとともに、各種の交流活動に参加すること。